

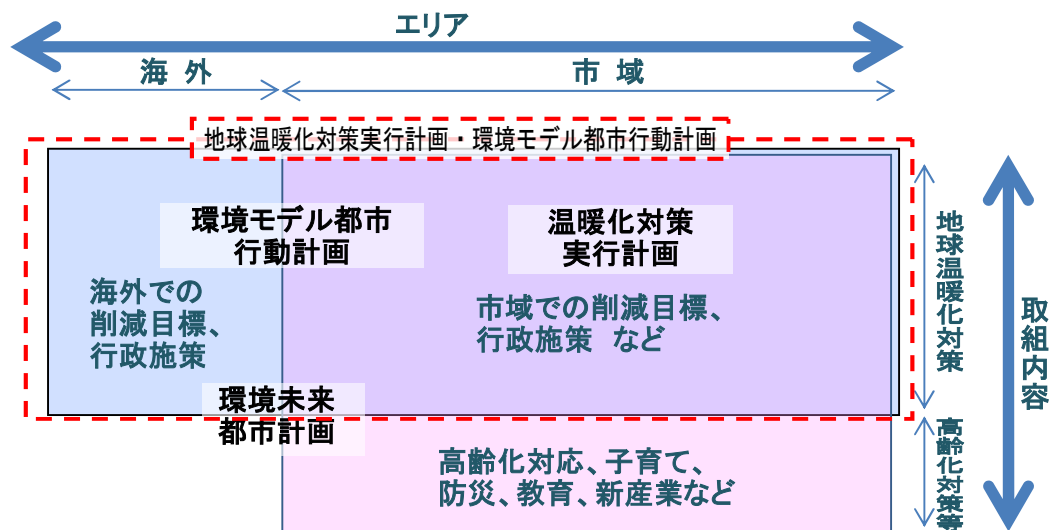
「地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」の 検討状況について

北九州市環境審議会に諮問している「地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」について、平成 28 年 5 月 25 日の審議結果及びパブリックコメントの実施について報告します。

1 概要

(1) 計画の位置付け

- ・地球温暖化対策法第 20 条の 3 に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」
- ・環境モデル都市に選定された自治体が策定するアクションプラン
- ・北九州市環境基本計画、北九州市環境未来都市計画の部門別計画



(2) 計画期間

平成 26(2014)年度～平成 32(2020)年度 (7 年間)

※現行の環境モデル都市行動計画の期間を 2 年間延長

(3) 削減目標

		2020 年度	2030 年度	2050 年度*
本計画	市域	▲ 8 %	▲ 30 %	▲ 50 %
	アジア地域	▲ 6 %	▲ 75 %	▲ 150 %
国 (参考)		—	▲ 25.4 %	▲ 80 %

※ 今後、国による具体的な削減方策の提示や低炭素化技術の開発状況などの情報を踏まえ、一層の削減目標の上積みを検討する。

(4) 新たに計画に盛り込む事項

①エネルギー消費量の削減目標（補助的な指標）の導入

- ・火力発電比率の上昇等に伴うCO₂排出原単位の変動による影響を排除し、省エネ等の効果をより適切に反映するため、市域の目標に補助的な指標として、エネルギー消費量の削減目標を導入。

②「取組の目安」の設定

- ・市域における目標の達成に向け、主な排出部門ごとに馴染みのある指標を用いた「取組の目安」を設定。

<取組の目安>（2050年度）

【家庭部門】（1世帯あたり）：

「エネルギー消費量▲15%」、「CO₂排出量▲51%」

【業務部門】（店舗・事務所1㎡あたり）：

「エネルギー消費量▲23%」、「CO₂排出量▲62%」

【運輸部門】（自動車1台あたり）：

「エネルギー消費量▲40%」、「CO₂排出量▲40%」

【産業部門】：「エネルギー使用量毎年1%削減」、「業種別ベンチマーク」、「経団連低炭素社会実行計画（55業種）」

③市役所の率先実行の導入

- ・環境モデル都市に相応しい行政組織のモデルとなるよう、本市の業務に伴って生じるCO₂に関し、全体目標を上回る目標を導入。
（2020年▲30%、2030年▲50%、2050年▲65%）

④気候変動への適応策の位置付け

- ・今後数十年間の地球温暖化は避けられないとの前提のもと、気候変動による影響を防止・軽減する「適応策」を計画に位置付け。

⑤フォローアップ項目の設定

- ・フォローアップ項目として、目標達成状況の把握等に活用する「目標管理指標」とともに、施策の進行管理に活用する「進行管理指標」を設定し、情報収集等を行う。

【目標達成指標】CO₂排出量、エネルギー消費量

【進行管理指標】CO₂削減量、エネルギー削減量、省エネ活動 等

⑥計画の進行管理

- ・本計画期間の進行管理は、低炭素社会実現に向けた取組を進めていくことが重要であることを踏まえ、主にフォローアップ項目の進行管理指標を基にPDCAに取り組む。

- 本計画のへの反映
- 1 計画(Plan)：本計画の策定（、改訂・見直し）
 - 2 実行(Do)：第5章に掲げた様々な取組の推進
 - 3 評価(Check)：フォローアップ項目等の把握、環境首都レポートの作成、市民・事業者との意見交換・環境審議会報告の結果及び環境モデル都市の評価結果などの庁内での共有
 - 4 改善(Action)：各事業部局による現行の取組の改善・拡充や新たな取組の追加

2 環境審議会（5月25日開催）の結果

（1）各委員からの主な意見

ア 計画にはたくさんの施策が掲載されているが、目標どおりにできるのか。また、個々の事業のCO₂削減量にはどれくらいの実効性があると考えているのか。

イ 第5章で、「取組の方針」と「具体的な取組（取組内容）」のつながりがわかりにくい。

（2）意見への回答・対応

ア 全体の目標を達成するためには、個々の事業によるCO₂削減の積上げが前提となるが、それぞれの関係者の努力が必要である。さらに、産業部門についても省エネ法や、自主行動計画等に基づきしっかり取組んでいただく必要がある。

これらの取組を確実に行っていただくために、今回、排出部門ごとに取組の目安を示したものであり、着実に実行していただくことにより、市域におけるCO₂排出量の目標は達成できる見込みであるとする。

ただし、市民や企業、市役所を含めた市全体での一層の努力を前提とするものであることから、決して楽観できるものではない。

イ 「2 取組の方針と具体的な取組」で個々の方向性の下に、第4章「1 取組の方針」で示したそれぞれの説明文を再掲し、関係性をより分かりやすくした。

（3）計画案の取扱い

今回の議論を踏まえた計画案の作成及び市民意見の募集の進め方については、会長への一任が承認された。

3 市民意見の募集（パブリックコメント）の予定

（1）募集期間：平成28年6月22日（水）から7月21日（木）まで

（2）閲覧場所：環境局温暖化対策課、市民文化スポーツ局広聴課

各区役所総務企画課、各区役所出張所、北九州市ホームページ

4 検討スケジュール

国	本 市
<p><u>平成27年度</u></p> <p>11/27 温暖化適応計画決定</p> <p>11月末～ COP21 (パリ)</p> <p>12/12 「パリ協定」採択 ▽</p> <p>12/22 国発表「来春までに 温暖化対策計画を策定。」 ↓</p> <p>地球温暖化対策計画(案)</p> <p>3/15 公表・パブコメ ▽</p>	<p>8/3 環境審議会に諮問</p> <p>11/12 第1回部会 議事・これまでの経緯 ・環境モデル都市計画の概要 ・計画の方向性 など</p> <p>1/26 第2回部会 議事・前回のご意見とその対応 ・現状と将来予測 ・計画の目標(案) など</p>
<p><u>平成28年度</u></p> <p>結果取りまとめ ▽</p> <p>5/13 閣議決定・公表 ▽</p> <p>5/26～ 伊勢志摩サミット</p>	<p>4/6 第3回部会 議事・計画(事務局素案)について ・国の温暖化対策計画との整合 ・今後の予定 ▽</p> <p>5/25 環境審議会への計画素案報告 ▽</p> <p>6/16 議会への報告 6月中 パブリックコメントの開始(予定) ▽</p> <p>結果取りまとめ ▽</p> <p>8月頃 環境審議会答申・議会への報告 ▽</p> <p>計画の公表</p>